

重要事項確認書兼同意書

※保育施設等の利用申込みにあたり、以下の事項を確認の上、各項目の確認欄にチェック☑し、裏面に署名捺印をお願いいたします。

確認事項		確認欄
保育施設等利用申込みに つ い て の 確 認 事 項	新規申込みの際に配布している「保育施設利用のてびき」は保育施設等の利用について重要なことをまとめてありますので、内容を御一読いただき、お手元に大切に保管願います。お手元に無い場合は、子育て支援課保育幼稚園係の窓口にてお渡ししておりますのでお声かけください（松前町HPにも公開しております）。	☐
	保育施設利用申込みは、既に保育施設を利用している場合であっても、毎年度必要です。（利用調整（入所審査）もその都度行いますので、継続して同じ保育施設を利用できるとは限りません。）	☐
	保育施設利用申込みの際は、事前に受付期間を必ず御確認ください。受付期間を過ぎると次回の利用調整（入所審査）からになることや受付自体ができない場合があります。（参考：「保育施設利用のてびき」P4）	☐
	利用調整（入所審査）は、期日までに提出している書類のみで行われます。期日を過ぎて提出された書類は、次回の利用調整から反映されます。（希望施設の変更や追加も同じです。）	☐
	証明書類（就労証明書等）の証明日の有効期限は入所希望月の直近3ヶ月以内です。それ以前の証明日の場合は証明書類として取り扱いできません（4月入所申込時のみ、申込月の直近3か月以内）。	☐
	転出予定や町外施設の利用を検討されている場合は申込み時に必ず相談してください。（里帰り出産や利用希望施設所在地に保護者の勤務先があるときは、町外施設の利用申込みができる場合があります。）	☐
	申込み内容確認のため、職場や自宅へ電話で問い合わせ又は、訪問する場合があります。	☐
	申込み内容が事実と異なる場合は、給付認定や入所決定を取り消すことがあります。	☐
	保育を必要とする事由や世帯の状況に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課保育幼稚園係に連絡してください。（参考：「保育施設利用のてびき」P22）	☐
	希望保育施設については、あらかじめ見学をお勧めしています。見学することで園独自の制度（休園日や保育料以外の費用等）や園の雰囲気を知ることができます。（ただし、見学は入所を約束するものではありません。）	☐
	保育施設の状況（受入枠がない、申込者多数）により、入所できないことがあります。入所できなかった場合についても、あらかじめご検討ください。	☐
	保育料の滞納（卒園児を含みます。）がある世帯は、利用調整（入所審査）に影響します。	☐
	同居の65歳未満の親族（義務教育の学生は除きます。）の証明書類がない場合、受付はできますが、利用調整（入所審査）時に減点されます。	☐
	保育施設利用申込み後、入所の意思がなくなった場合は、速やかに子育て支援課保育幼稚園係に連絡をしてください。申請取下げの手続きが必要です。	☐
利用開始後の 確 認 事 項	利用調整（入所審査）の結果は初回審査時のみ郵送でお知らせします。保留となったときは状況に変更がなければ年度内は引き続き利用調整を行います。（参考：「保育施設利用のてびき」P4）	☐
	入所決定後に辞退した場合は保育の利用保留通知書は発行できません。	☐
	利用当初は、お子さんの情緒が安定し、集団生活に慣れるまで、保護者の都合に合わせて短い時間での預かりを実施する場合があります。詳細については受入面談の際に各保育施設へ確認してください。	☐
	保育施設利用にあたり、必要書類の提出を求められた場合は速やかに提出をしてください。	☐
	保育を必要とする事由や世帯の状況に変更が生じた場合は、速やかに入所している保育施設又は、子育て支援課保育幼稚園係に連絡してください。（参考：「保育施設利用のてびき」P22）	☐
	保育を必要とする事由や世帯の状況に変更が生じたにもかかわらず手続きされないときは、退所となる場合があります。	☐
	入所後、町外へ転出が決まった場合は、状況（退園、利用施設の継続利用等）に応じた手続きが必要になるため、速やかに入所している保育施設又は、子育て支援課保育幼稚園係に連絡してください。	☐
	特別な理由なく長期間（1ヶ月以上）保育施設を利用しないときは、退所となる場合があります。	☐

※裏面へ続きます

※保育施設等の利用申込みにあたり、以下の事項については、現在該当していない場合であってもお読みいただき、各項目の確認欄にチェック☑をしてください。

確認事項		確認欄
その他の確認事項	■求職活動で申込みの場合	☐
	入所から2ヶ月以内に月64時間以上の勤務を開始し、就労証明書を提出してください。提出できないときは、入所月の翌月末（2ヶ月間）で退所となります。	
	■妊娠・出産で申込みの場合	☐
	保育施設を利用できる期間は出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月間です。その後、引き続き保育施設を利用するには、異なる理由が必要です。育児休業を取得する場合は保育施設の利用はできません。	
	■育児休業から復帰予定で申込みの場合	☐
	入所後、入所月の月末までに職場復帰し、復帰後の就労証明書を提出してください。万が一、職場に復帰していない場合（転職を含む）や復帰後の就労証明書を提出できないときは、退所となります。 また、入所月の月末までに職場復帰の手続きをしていますが、引き続き有給休暇等を取得し出勤されない場合は、保育施設の利用はできません。	
	新規申請時に御提出いただく「家庭状況調査票」において、育児休業の延長についての選択肢でその他を選択した場合、利用調整時に調整指数が減点となりますが、育児休業給付金の支給延長の審査に影響する可能性があります。その他を選択し、かつ育児休業給付金の支給延長を希望する方は、勤務先等にあらかじめ御確認ください。	
	■保育施設を利用中に育児休業を取得する場合	☐
	育児休業取得前から保育施設を利用している場合は、育児休業を取得しても引き続き保育施設を利用することができます。ただし、利用できるのは育児休業取得前から利用している保育施設のみで、転園はできません。	
	■ひとり親家庭に該当する場合	☐
ひとり親家庭に該当する場合はひとり親家庭医療費受給者証又は遺族年金証書の写しや戸籍謄本が必要です。提出がない場合は、ひとり親家庭への減免措置（利用調整時の加点や保育料の軽減等）の適用はされません。		
■障がいや持病のあるお子さんの入所について	☐	
心身に障がいや持病のあるお子さん又は、特別な配慮が必要なお子さんは、受入体制を考慮する必要がありますので、利用申込みの際に必ずお知らせください。また、希望する施設へ見学や相談をすることで、施設が生活をサポートする保育士等が必要かあらかじめ判断することができます。 相談がない場合は、入所決定後であっても、施設の職員数等の関係で入所できないことがあります。		

松前町長 様

以上の重要事項について確認、同意しました。

(署名欄)

令和 年 月 日	保護者（申請者）氏名	
	フリガナ 子どもの氏名	
	フリガナ 子どもの氏名	
	フリガナ 子どもの氏名	

(保育施設の利用申込みをされるお子さんのみ記入してください。)